

朝日村第4次環境基本計画

令和7年1月
朝日村

ごあいさつ

朝日村第4次環境基本計画は、骨子・素案の段階から村民の代表である朝日村環境審議会委員により策定が行われました。計画策定に多くの村民の皆様から御参加いただくためアンケートのほか、意見・提言の御協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、朝日村は、持続可能な社会の実現を目指し、これまで様々な環境保全の取組を進めてまいりました。しかし、私たちを取り巻く環境問題はますます深刻化しており、特に地球温暖化は、地球規模での深刻な課題であり、私たちの未来に重大な影響を及ぼす問題となっています。そのため、朝日村第4次環境基本計画の策定にあたっては、これまで以上に気候変動への対応を強化し、環境への負荷を最小限に抑えるための具体的な施策を盛り込むことが必要だと考えました。

また、今回は地球温暖化対策実行計画を併せて策定し、温室効果ガスの削減に向けた実効性ある取組を進めることにより、持続可能な未来のための基盤を築いてまいります。村民、事業者、そして行政が一体となり、環境問題に取り組むことが何よりも重要です。今後も環境に配慮した政策を推進し、子どもたちや未来の世代に美しい地球を引き継ぐために、全力を尽くしてまいります。村民の皆様にも、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年1月

朝日村長 小林 弘 幸

目 次

第1章 計画の基本事項	3
(1) 計画策定の趣旨	
(2) 計画の位置づけ	
(3) 計画期間	
(4) SDG s（持続可能な開発目標）による施策の推進	
第2章 第3次環境基本計画の総括及び環境をめぐる状況	4
(1) 生活環境	
(2) 自然環境	
(3) 地球環境	
(4) 環境学習・住民参加	
(5) 環境利用・景観形成	
(6) 環境に対する住民の意識	
第3章 計画の理念	14
第4章 施策の展開	15
(1) 2050 ゼロカーボンの実現に向けた取組の推進	
(2) 水環境・大気環境の保全	
(3) 自然環境・生物多様性の保全	
(4) 環境負荷の少ない循環型社会の形成	
(5) 環境学習・環境活動の充実	
第5章 計画の推進体制及び進捗管理	25
(1) 計画の推進体制	
(2) 計画の進捗管理	
巻末資料	26
朝日村環境基本条例	
朝日村環境審議会	
策定経過	
用語解説	

第1章 計画の基本事項

(1) 計画策定の趣旨

朝日村では、朝日村環境基本条例第6条に基づき、平成15年に第1次基本計画を策定した後、これまで第2次計画（平成28年度～平成30年度）及び第3次計画（令和2年度～令和6年度）により、生活環境・自然環境・地球環境等、環境に関する様々な施策を実施してきました。

この度策定しました第4次環境基本計画は、これまで実施してきました施策の成果や課題、また村民の意識、現在の朝日村を取り巻く環境に係る情勢を踏まえるとともに、朝日村第6次総合計画（令和2年度～令和11年度）の方針に沿って、今後5年間で実施する朝日村の環境政策を示すものです。

(2) 計画の位置づけ

朝日村第4次環境基本計画は、「朝日村第6次総合計画」で示されている環境施策をより具体的に実現していく指針となるものです。

また、国の「第六次環境基本計画」や「第五次長野県環境基本計画」（令和5年度～令和9年度）との整合性を図り、朝日村として村民や事業者とともに取り組むべき環境施策を推進します。

(3) 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

(4) SDG s（持続可能な開発目標）による施策の推進

SDG s（Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標）は、誰一人取り残さない、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であり、朝日村第6次総合計画においても、SDG sの理念を取り入れて施策を推進しています。

持続可能な社会を構築していくため、健全で恵み豊かな環境を基盤として、その上に経済社会活動が存在していることを念頭に、本計画においてもSDG sの理念を取り入れ、施策を推進していきます。

第2章 第3次環境基本計画の総括及び環境をめぐる状況

第3次環境基本計画では、基本理念を「豊かな自然と融合したくらしをまもり みんなで学び、村の魅力を高めていく」と定め、「生活環境」、「自然環境」、「地球環境」、「環境学習・住民参加」及び「環境利用・景観形成」の5つを基本目標に置き、施策を推進してきました。

(1) 生活環境

① 水環境・大気環境の保全

鎖川の水質は、四半期ごとに実施している水質検査や毎年行われているせせらぎサイエンスによる水質判定(水質階級Ⅰ)により、保全されていることを確認しています。

また、地下水についても、県による井戸水の検査により、水質が保全されていることが確認できます。

一方、大気環境の保全については、野焼き※の防止について、村内での周知・啓発活動を行っていますが、苦情件数は横ばいの状態が続いています。引き続き、野焼き等違法な焼却が行われないように、積極的な啓発活動を行い、村民に対し注意喚起を行っていく必要があります。

※野焼きについて

農林業・行事(三九郎等)や軽微なもの以外の野外焼灼を指します。

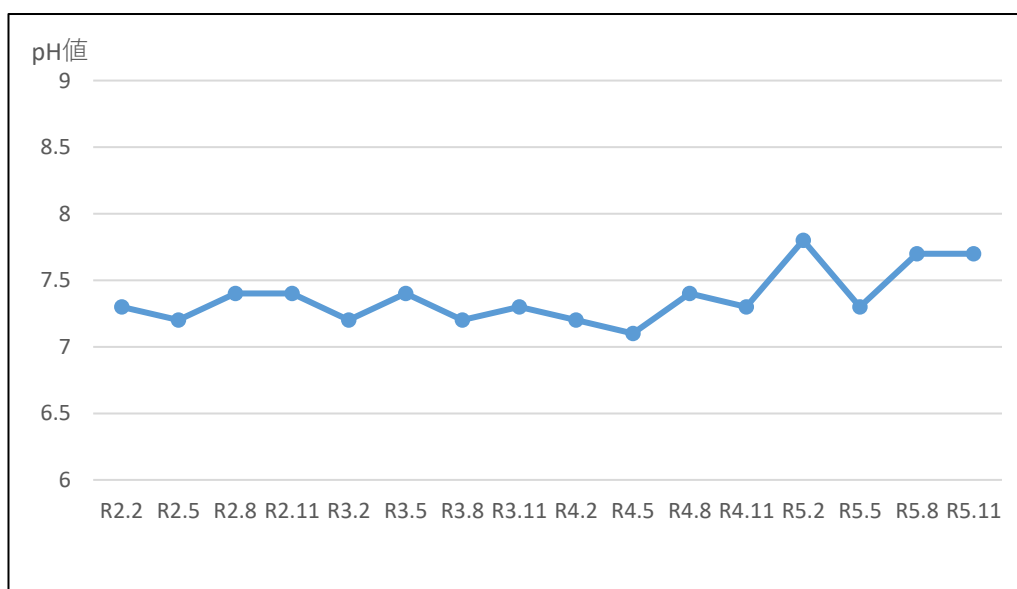


図1 鎖川における水質検査結果

※ 環境省が示す生活環境の保全に関する環境基準値(pH値)は6.5～8.5

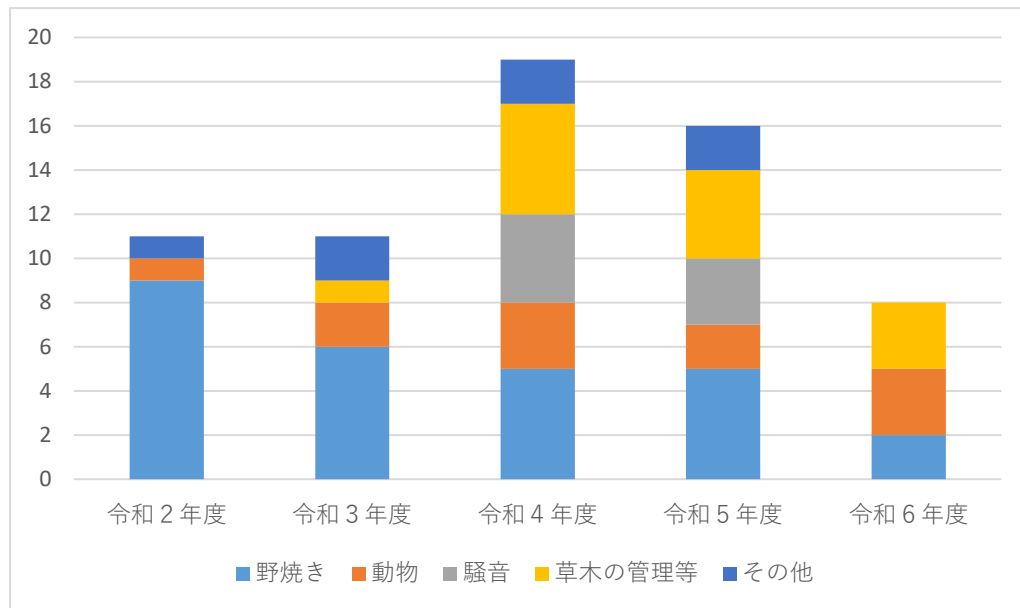


図2 村に寄せられた生活環境に関する苦情等の件数

※ 令和6年度は9月末までの件数

② くらしと調和した産業の推進（公害の防止）

風食対策については、農業者に対し麦種子を配布し、農業者の協力を得ながら防止対策を進めています。

また、村内に試験圃場を設け、県野菜花き試験場による風食防止のための新たな緑肥作物の研究が進められています。

騒音等の被害については、随時村職員による指導を実施しています。



（風食による土壌の様子）



（麦の播種により風食を防止した様子）

(単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小規模	4	—	2	7	—	1
中規模	—	—	1	4	—	1
大規模	3	—	3	—	—	1
合 計	7	—	6	11	—	3

表1 風食被害の発生状況の推移

③ 不法投棄の撲滅

村職員や不法投棄監視委員による不法投棄パトロールを実施したことにより、家電製品等の大型廃棄物の不法投棄は減少しています。

一方、タイヤの投棄やポイ捨ては減少していないため、継続的に啓発活動を行っていく必要があります。

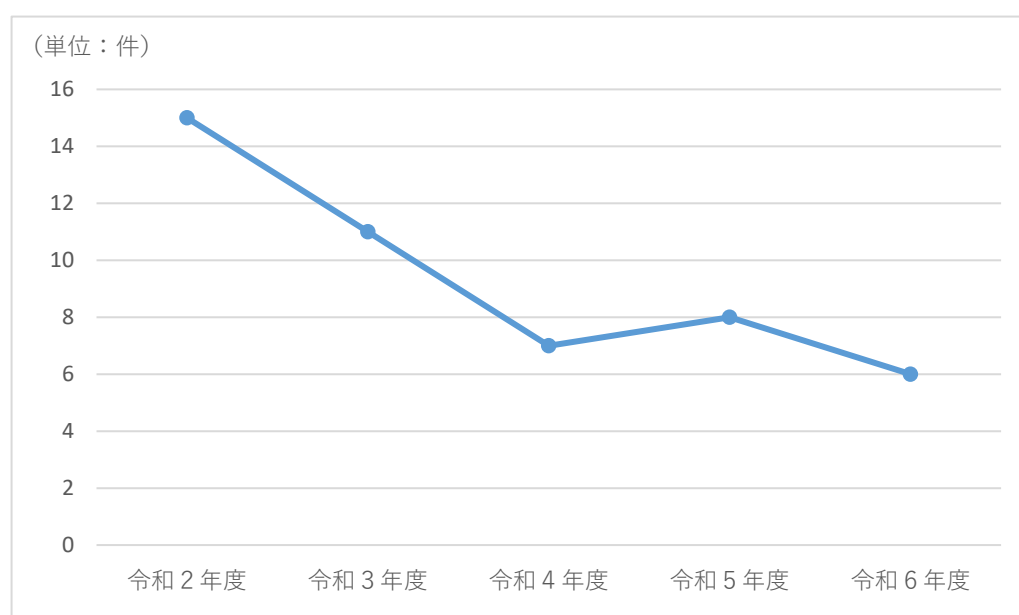


図3 ごみの不法投棄に関する件数の推移

※ 令和6年度は9月末までの件数

④ ごみを減らし持続的に暮らせる社会（循環型社会の実現）

新型コロナウイルスの感染拡大による外出自粛期間中は、ごみの排出量が増えましたが、消費者の会による不要食器の回収、また、生ごみ処理機の購入に対する補助制度等により、減少傾向が続いています。

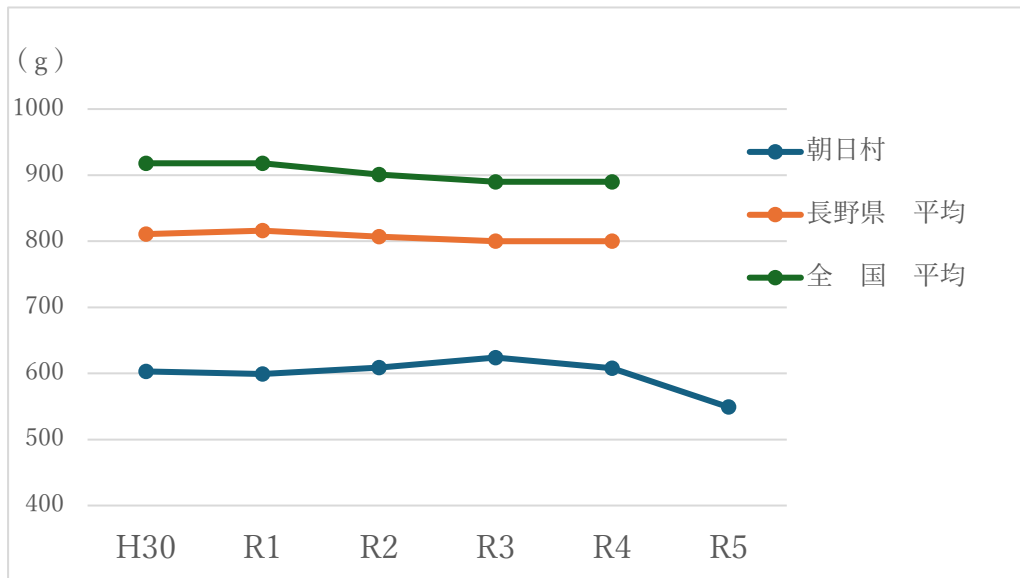


図4 1人1日当たりのごみの排出量の推移

(2) 自然環境

① 里山・農地の整備・保全

松くい虫対策は、山林における被害木の伐倒駆除を徹底して実施した結果、近隣の他地域に比べ被害の拡大を抑えることができています。

耕作放棄地については、農業者より早い段階から相談を受けることにより、担い手への農地の集積が図られています。

また、緑肥のPRや堆肥への補助事業を実施することにより、環境配慮型農業を推進しています。

有害鳥獣対策については、地元村民と協力し既設柵の管理を行うとともに、捕獲檻を活用し、適切な駆除を行っています。

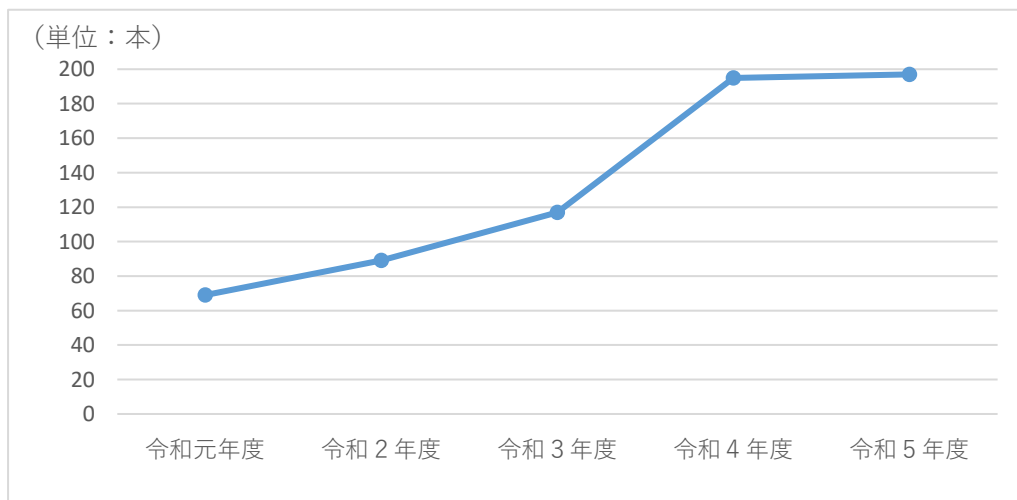


図5 松くい虫防除対策による伐倒駆除本数の推移

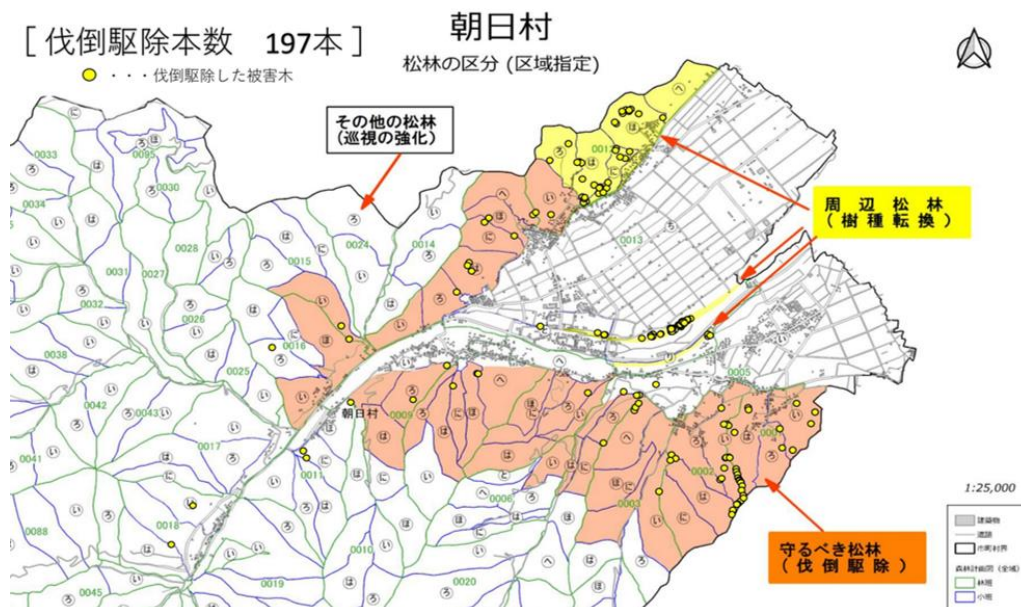


図6 松くい虫対策として伐倒駆除等を実施したエリア (令和5年度)

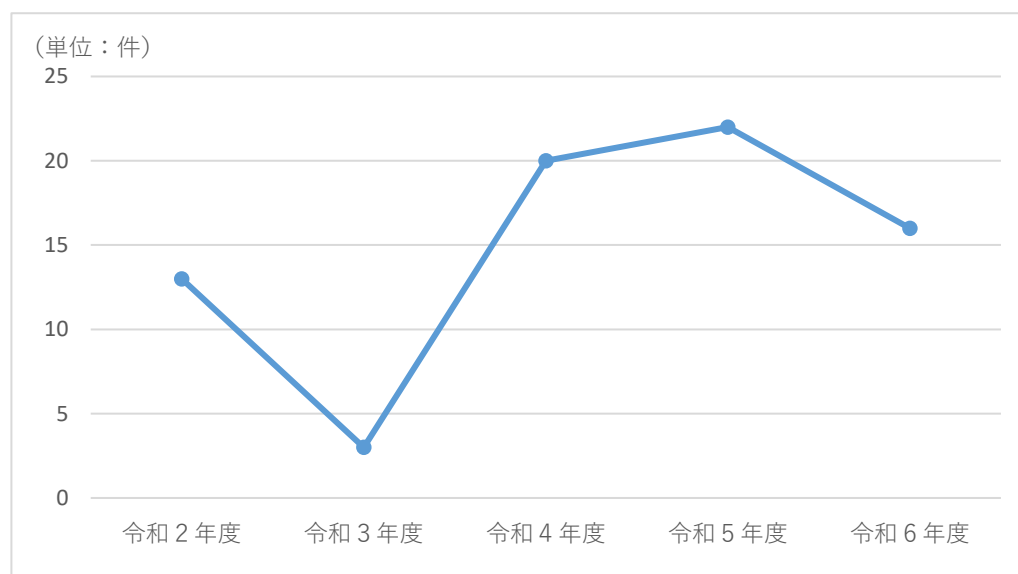


図7 有害鳥獣被害状況の推移

※ 令和6年度は9月末までの件数

② 水辺環境の保全

せせらぎサイエンスによる水質判定により、河川や湖沼の水質が保全されていることを確認しています。

③ 生物多様性の保全

既存の生態系バランスを脅かす恐れのあるアレチウリ等の特定外来生物の駆除活動を地区ボランティアの方々や鎖川河川愛護会等と実施し、発生の抑制に努めています。

(3) 地球環境

朝日村では、令和4年3月に「朝日村 2050 ゼロカーボンビジョン」を策定し、朝日村の豊かな自然を次世代に残していくために、2050年までにできる「行政としての取組」及び「村民一人ひとりの取組」を定めています。持続可能な社会を目指して、再生可能エネルギーの導入やごみの排出量の削減、住宅の省エネルギー化などの具体的な取組を推進しています。

① 省エネルギーの推進

村民の省エネルギー製品の導入促進を図るため、令和4年度から電気冷蔵庫を対象とした「省エネ家電製品普及促進補助事業」を開始し、省エネ家電製品への買い換えの促進が図られています。

② 再生可能エネルギーの導入促進

村民の新エネルギー普及促進を図るため、新エネルギー普及促進事業補助金による太陽光発電設備、蓄電システム、薪ストーブ等への補助に加え、太陽熱温水器設置に係る補助制度を行い、多くの家庭への再生可能エネルギーシステムの導入が図られています。

	令和4年度	令和5年度
申請件数	15	12

表2 省エネ家電製品普及促進補助事業（冷蔵庫）

（単位：件）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
太陽光発電 (カッコ内：発電出力kW)	11 (54.4)	7 (47.3)	7 (35.6)	8 (29.8)	12 (67.0)	6 (34.7)
蓄電池	—	—	—	—	13	5
薪・ペレットストーブ	—	1	1	2	3	1

表3 新エネルギー普及促進補助事業

令和6年1月に「地域脱炭素実現に向けた再生可能エネルギーの公共施設への最大限導入のための計画」を策定し、公共施設への太陽光発電設備の設置を計画的に進めています。

「朝日村における再生可能エネルギー発電設備設置事業と環境等との調和に関する条例」により、発電設備の設置に際しては、環境や景観等に配慮した事業の実施となるよう指導を行っています。



(村役場の発電設備の設置状況)

(4) 環境学習・住民参加

① 環境学習の促進

せせらぎサイエンスや環境のつどい、また、ヒメボタル観察会や鉢盛タイムを通して、子ども達が自然や環境に関心を持つことができる環境学習の充実を図っています。

② 住民における環境保護活動の促進

地区ボランティアの方々や鎖川河川愛護会の方々の河川清掃等を通して、村民に身近な環境保護活動を促進しています。また、毎年5月30日をごみゼロの日として設定し、ごみの減量化や再資源化を推進しています。



(小学生の環境学習の様子)



(村民による鎖川河川清掃の様子)

(5) 環境利用・景観形成

① 地域の自然や文化に親しめる環境づくり

希少なヒメボタルを通して、地域の自然を知り、環境に触れることができるヒメボタル観察会は、多くの村民が環境問題に関心をもつ機会となっています。

自然体験の他、青少年健全育成等を目的とした、朝日村主催によるヤマメのつかみ取り大会（7月）、釣り大会（8月）を開催するなど、多くの子ども達や村民が自然に親しむ機会の提供を行っています。

② 美しい景観の保全・形成

村民や事業者が新たに住宅や工場を建設しようとする場合は、長野県建築基準条例や朝日村の住宅等建築に関する指導要綱等に基づき建築を行うよう指導を行い、村民が住み心地のよい環境づくりに努めています。

主要幹線道路沿い等の屋外広告物については、県の屋外広告物条例に準じて指導を行っています。



（ヒメボタル観察会の様子）

(6) 環境に対する住民の意識

○ 村民のゼロカーボン宣言の認識度

村民の約4人に1人（28%）が、令和6年3月に実施したゼロカーボン宣言を知っていると回答しており、村民に対して更なる情報発信をする必要があります。

「ゼロカーボン宣言の認識度」

選択肢	構成比
知っている	28%
知らなかった	72%

○ 村民の地球環境問題への関心度

地球温暖化、オゾン層の破壊、森林の減少等の地球環境問題について、「関心がある」「ある程度関心がある」を含めると、村民の88%が地球環境問題に関心をもっていることがわかります。

「地球環境問題への関心度」

選択肢	構成比
関心がある	33%
ある程度関心がある	56%
あまり関心がない	9%
関心がない	2%

「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、CO₂の排出を減らす取組を行いたいと考えている村民は74%となっており、村民の意識の高さがわかります。

「CO₂排出を減らす取組に対する考え方」

選択肢	構成比
積極的に取り組みたい	16%
ある程度取り組みたい	58%
分からない	20%
取り組む予定はない	5%
その他	1%

○ 村民のCO₂排出量を減らす取組に対する考え

日常生活における取組について、「移動時はなるべく公共交通機関を利用すること」に対しては、朝日村の地域性により、既に利用していたり、これから利用したいと考える比率は17%に留まっているものの、省エネ家電への買い換えや照明のLED化をすでに取り組んでいる比率はそれぞれ46%、35%と比較的高くなっています。

「移動時はなるべく電車やバス
などの公共交通機関を利用」

選択肢	構成比
既に利用している	6%
これから利用したい	11%
何とも言えない、分からない	33%
利用する予定はない	44%
その他	6%

「省エネ家電への買い換え」

選択肢	構成比
既に取り組んでいる	46%
これから取り組みたい	34%
何とも言えない、分からない	16%
取り組む予定はない	3%
その他	1%

○ 第4次環境基本計画に重点的に取り組むべき施策

今回策定する環境基本計画において、村民が考える重点的に取り組むべき施策は、「里山・農地の整備・保全」、「水環境・大気環境の保全」、「再生可能エネルギーの導入推進」の順となっています。

選択肢	構成比
【自然環境】里山・農地の整備・保全	14%
【生活環境】水環境・大気環境の保全	13%
【地球環境】再生可能エネルギーの導入推進	10%
【地球環境】省エネルギーの推進	8%
【環境利用・景観形成】美しい景観の保全・形成	8%
【生活環境】ごみを減らし持続的に暮らせる社会（循環型社会）の実現	8%
【自然環境】水辺環境の保全	7%
【環境利用・景観形成】地域の自然や文化に親しめる環境づくり	7%
【生活環境】不法投棄の撲滅	6%
【生活環境】くらしと調和した産業の推進（公害の防止）	6%
【環境学習・住民参加】住民による環境保護活動の促進	5%
【環境学習・住民参加】環境学習の促進	4%
【自然環境】生物多様性の保全	3%
【自然環境】動物愛護	1%

第3章 計画の基本理念

本計画の基本理念を以下のとおり定めます。

基 本 理 念

村民が豊かな自然と共生し、
資源の効率的な利用を進め
持続可能な郷土を築き、
将来世代に良い環境を残します

○ 豊かな自然と共生する

今日まで継承されてきた朝日村の大切な自然や環境への理解を深め、豊かな自然を守り、自然に寄り添った暮らしを実践します

○ 資源の効率的な利用を進め持続可能な郷土を築く

限りある資源を、知恵を絞りながら有効に活用し、自然や環境に配慮した行動をすることで、環境負荷の少ない持続的に発展する社会を構築します

○ 将来世代に良い環境を残す

世界的に環境問題が深刻化する中、村民が協力し、良好な形で将来の世代が必要とする自然や環境を引き継いでいく社会を実現します

第4章 施策の展開

基本理念を体現するため、以下の施策を推進します。

取 組	基 本 目 標	具体的な施策
1 2050ゼロカーボンの実現に向けた取組の推進	温室効果ガスの削減のため、村民・事業者・行政が協力して行動します	省エネルギーの推進
		再生可能エネルギーの導入促進
		森林整備による CO ₂ の吸収の推進
2 水環境・大気環境の保全	きれいでおいしい水・空気を保ち、村民の健康で心豊かな暮らしを守ります	地下水の涵養と水資源の適切な利活用
		風食防止対策・野焼き防止対策の推進
3 自然環境・生物多様性の保全	多様な生物が生育・生息する環境を維持し、豊かな自然と村民が共生する村づくりを進めます	農地の保全、有害鳥獣対策、水辺環境の保全
		生物多様性の保全
		動物愛護の促進
4 環境負荷の少ない循環型社会の形成	村民一人ひとりが4 R(リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ)を常に意識して行動します	4 Rの推進による廃棄物の排出抑制の推進
		廃棄物の不法投棄の撲滅
5 環境学習・環境活動の充実	村民の誰もが自然に親しみ、環境への理解を深め、自ら行動する意識を高めます	環境問題に対し村民が共に学ぶ環境学習の充実
		地域住民・事業者等との連携による環境保全活動の推進

取組 1 2050 ゼロカーボンの実現に向けた取組の推進



【基本目標】

温室効果ガスの削減のため、村民・事業者・行政が協力して行動します

【今後の方向性】

「朝日村 2050 ゼロカーボンビジョン」や「地球温暖化防止実行計画（区域施策編）」により、2050 年度の実質的なゼロカーボンの達成や、2030 年度の温室効果ガス排出量の 2013 年度比 46%の削減を実現するため、村民・事業者及び行政が一体となって、徹底して省エネルギーを推進するとともに、朝日村のポテンシャルを活かした太陽光発電や小水力発電などの再生可能エネルギー導入の可能性を調査・検討し、可能な施策を行っていきます。

また、朝日村の面積の約 87%を占める森林を適切に整備することにより、二酸化炭素の吸収量を維持・増加させるとともに、木質バイオマス等の利活用を図ります。

【具体的な施策】

○ 省エネルギーの推進

- ・「省エネ家電製品普及促進補助事業」により、さらに村民の省エネ家電の買い換えを進めます。また、対象家電製品の拡大や補助金額の増額について検討します。
- ・脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」※について、広報等により、具体的な取組などを村民に周知・啓発を行い、村民が積極的に取組を行うことで、温室効果ガスの削減につなげます。
- ・事業者の施設で使用されている照明設備、空調設備、ボイラー設備等を、高効率型の設備への更新を促進するため、省エネルギー診断の実施や国の補助事業の情報などを積極的に提供します。

※「デコ活」について

「デコ活」とは、2050 年カーボンニュートラル及び 2030 年度温室効果ガス削減目標の実現に向け、2022 年 10 月に発足した国民の行動変容・ライフスタイル転換を強力に後押しするための新しい国民運動



○ 再生可能エネルギーの導入促進

- ・ 役場庁舎や小学校など、朝日村の公共施設への太陽光発電設備の設置を計画的に進めます。
- ・ 「新エネルギー普及促進事業」や「太陽熱温水器設置に係る補助事業」により、太陽光発電設備、蓄電池などの再生可能エネルギーシステムについて、家庭への導入をさらに進めます。
- ・ 豊富な森林資源を活用し、家庭用のペレットストーブや農業用ハウスなどへの木質バイオマスの普及を研究します。
- ・ 環境省の「重点対策加速化事業」の採択をめざし、採択後は「地域脱炭素推進交付金」を活用し、事業者に対する太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入を促進します。
- ・ 小水力発電事業の導入を調査・検討していきます。

- ・朝日村は松本平ゼロカーボンコンソーシアムへの参加、また、地元市村や企業とともに地域事業エネルギー会社「松本平ゼロカーボンエネルギー株式会社」を共同設立しており、エネルギーの地域内経済循環の構築を目指します。
- ・地上設置型太陽光発電設備の設置については、「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」及び「朝日村における再生可能エネルギー発電設備設置事業と環境等との調和に関する条例」により、適切に事業が実施されるよう対応します。

○ 森林整備による CO₂ の吸収の推進

- ・「朝日村森林整備計画書」に基づき、間伐による森林整備を進めるとともに、主伐や再造林を計画的に実施します。
- ・朝日村の豊かな森林を活用し、適切な森林管理を行うことで、国が実施する「Jクレジット制度」※の認証を受け、クレジットの売却益を本村の地球温暖化対策に役立てることについて研究します。
- ・里山の保全のため、松くい虫対策は伐倒駆除を継続して実施するとともに、樹種転換を図ることで被害の拡大を抑えます。

※ 「Jクレジット制度」について

「Jクレジット制度」とは、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による CO₂ 等の排出削減量や、適切な森林管理による CO₂ 等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度



出典：Jクレジット制度事務局資料

取組2 水環境・大気環境の保全



【基本目標】

きれいでおいしい水・空気を保ち、村民の健康で心豊かな暮らしを守ります

【今後の方向性】

間伐などの森林整備が計画的に行われ、農地が適切かつ計画的に維持・整備されることにより水源の涵養が図られ、飲料水や農業用水を村民が安心して利用します。

村民に対する継続的な啓発により、野焼きが行われなくなるとともに、風食被害対策については、農業者の協力を得て、麦などの播種を進めるとともに、県や関係市村と連携して、風食を抑える新たな植物の研究を進め、大気環境問題である風食の抑制に取り組みます。

【具体的な施策】

○ 地下水の涵養と水資源の適切な利活用

- ・ 降雨等に伴う土壌侵食や崩壊による汚濁負荷流出を防止するため、間伐等の森林整備を進めるとともに、農地の保全と有効利用を推進します。
- ・ 地下水の保全等を進めるため、地下水について地下水位、水質、汲み上げ量等の調査を実施し、現状を把握するとともに、地下水の汲み上げ量の適正な管理を進めます。

○ 風食防止対策・野焼き防止対策の推進

- ・ 朝日村風食防止対策協議会による、麦種子（ライムギ、マルチ麦など）の無料配布を継続し、風食防止に取り組みます。
- ・ 緑肥種子を播種する圃場がさらに拡大するよう、風食防止対策リーフレット等を活用し、農業者に対し、普及啓発を進めます。
- ・ 県、関係市村、JA松本ハイランド等で構成する「松本南西部地域農地風食防止対策協議会」において、風食防止に効果的な緑肥作物の研究を進めます。
- ・ 野焼きについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、正確な情報提供を行い、村民の生活環境や健康状態にも悪影響を及ぼすことなどの啓発を行います。

取組3 自然環境・生物多様性の保全



【基本目標】

多様な生物が生育・生息する環境を維持し、豊かな自然と村民が共生する村づくりを進めます

【今後の方向性】

朝日村の主要な産業の一つである農業を更に発展させるため、農地や農業用水路等の地域資源を維持し、適切な有害鳥獣対策により農村環境を守り、着実に次世代へ継承します。

朝日村の中心を流れる鎖川や多くのため池など、清らかな水辺環境が保たれ、村民が水に親しむとともに、水生生物が生育・生息しています。

生物多様性の重要性や価値を村民や事業者が十分に理解し、朝日村や各種団体を含め様々な関係者が連携し、生物多様性の保全に取り組みます。

【具体的な施策】

○ 農地の保全、有害鳥獣対策、水辺環境の保全

- ・ 農業者の高齢化や減少を踏まえ、朝日村独自の「農業研修制度」や「農業用機械等への資金補助制度」などにより、新規就農者などの担い手の確保・育成を図るとともに、農地の集積・集約化を図ることにより、荒廃農地の拡大を防ぎます。
- ・ 「朝日村鳥獣被害防止計画」において、朝日村鳥獣被害防止対策協議会が定めた重点施策である、鳥獣の侵入防止によるすみわけの確立対策及び鳥獣の個体数調整の取組を推進します。
- ・ 近年人的被害をもたらしている熊（ツキノワグマ）の被害防止に向けた啓発を実施するとともに、被害が発生した場合の情報発信を迅速に行います。
- ・ 河川や湖沼の水質検査を実施し、水環境が保全されていることを確認します。

○ 生物多様性の保全

- ・ 朝日村に生育、生息する貴重な動植物を今後も保護していくため、村民、団体、行政等が連携し、自然環境の保全を推進します。
- ・ 生物多様性の重要性や価値を村民や事業者が理解を深められるよう、積極的な広報に努めます。

- ・鎖川河川愛護会や地区ボランティアの協力を得て、アレチウリ等の外来植物の駆除活動を推進します。
- ・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が改正され、令和5年4月から施行されたことを踏まえ、国や県等と連携し、朝日村は地域の特定外来生物による生態系等に係る被害の発生状況等に応じて、被害の防止に必要な措置を行うよう努めます。

○ 動物愛護の促進

- ・近年、野良猫に対する村民からの苦情が多くなっていることを踏まえ、保健所と連携し情報収集を行うとともに、「避妊・去勢手術に対する補助制度」の新設について検討します。

取組 4 環境負荷の少ない循環型社会の形成



【基本目標】

村民一人ひとりが4R（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ）を常に意識して行動します

【今後の方向性】

朝日村の豊かな自然や環境を後の世代に引き継いでいくため、村民一人ひとりが常に4Rを意識した暮らしを心がけ、プラスチックごみや食品ロスなどの廃棄物の発生抑制やマイバックやマイボトルの使用に努めます。

地域の景観や生態系に大きな影響を及ぼし、環境汚染等を引き起こす廃棄物の不法投棄に対しては、朝日村による啓発活動を充実させ、監視を強化するとともに、県や警察等関係機関との情報共有や連携を強化し、原因者等への撤去指導を徹底します。

【具体的な施策】

○ 4R※の推進による廃棄物の排出抑制の推進

- ・村民に4Rが定着するように、リデュース、リユース、リサイクル、リフューズそれぞれの具体的な取組を示すなど、村民の理解を深めるための広報や啓発活動を実施します。
- ・廃棄物の減少が、温室効果ガス排出量の削減につながることを村民に周知します。
- ・廃棄物の削減のため、継続的な周知を行います。
- ・最終処分場延命のために、消費者の会と協力し引き続き不要食器の回収を実施します。
- ・食品ロス削減のため、3010運動を推進します。
- ・製品プラスチックや大型プラスチックの収集を継続し、ごみの排出量削減に努めます。
- ・生ごみ処理機購入補助金制度を継続し、家庭ごみの削減を進めます。
- ・農業用マルチなど農業に係る廃棄物について、「農業用廃プラスチック回収処理事業補助金」を活用し、JA松本ハイランドと連携し、適正な処理を進めます。

※「4R」について

朝日村では、「朝日村 2050 ゼロカーボンビジョン」において、ごみ排出量を半減するにあたり、「食品ロス」「信州プラスチックスマート運動」とともに、「4R」を意識した行動をすることとしています。

リデュース：ごみの発生抑制

リユース：再利用

リサイクル：再生利用（再資源化）

リフューズ：不要なものは断る

○ 廃棄物の不法投棄の撲滅

- ・ 朝日村職員や不法投棄監視委員による不法投棄パトロールを定期的に実施し、不法投棄の監視をさらに強化します。
- ・ ごみのポイ捨てや不法投棄は犯罪であることを行為者に認識させるため、常習箇所への注意啓発看板を設置することや不法投棄防止対策の呼びかけを行います。

取組5 環境学習・環境活動の充実



【基本目標】

村民の誰もが自然に親しみ、環境への理解を深め、自ら行動する意識を高めます

【今後の方向性】

朝日村の豊かな自然環境を活用し、子どもたちが学校での環境学習や課外活動などを通して、環境に対する興味や関心が高まっています。

村民の誰もが環境問題に関心を持ち、自ら学び、環境に配慮した生活を実践しています。

村民、団体、事業者及び行政が連携・協力して、環境保全活動に積極的に取り組んでいます。

【具体的な施策】

○ 環境問題に対し村民が共に学ぶ環境学習の充実

- ・気候変動、ゼロカーボン社会の実現、リサイクルなど様々な環境問題に関する意識啓発のための講座やイベントなどを実施し、村民が環境について学ぶ機会を設けます。
- ・せせらぎサイエンス、環境のつどいやヒメボタル観察などを通して、子どもたちが自然にふれあい、親しみ、自然を大切にする心を育む取組を、学校等と連携し実施します。
- ・「森林普及啓発活動研修会補助制度」の活用により、団体等が行う森林や林業に関する技術、知識の啓発や習得、森林の多面的機能の啓発や森林管理を担う人材の育成や確保のための研修会や体験会の実施を支援します。

○ 地域住民・事業者等との連携による環境保全活動の推進

- ・村民、団体、事業者、行政など、あらゆる主体のパートナーシップによる地域の環境美化・環境保全活動を進めるため、積極的な活動への参加を呼びかけるとともに、活動に対し協力、支援します。
- ・鎖川河川愛護会や地区ボランティアの協力を得て、外来植物の駆除活動など環境保全活動を推進します。
- ・多面的機能支払交付金の資源向上支払交付金を活用し、農業者とその他の村民や団体で構成される組織による外来種の駆除や植栽による景観形成等の農村環境保全活動を推進します。

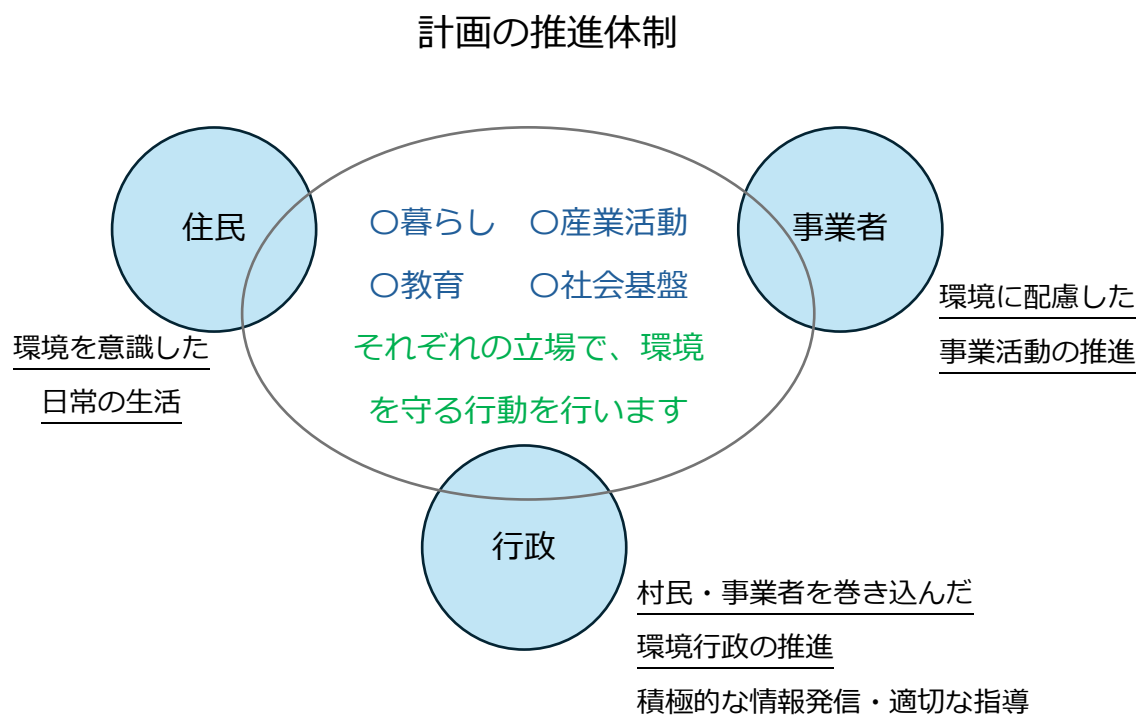
第5章 計画の推進体制及び進捗管理

(1) 計画の推進体制

私たち朝日村の環境を守るためには、村民一人ひとり、各分野の産業に携わる事業者及び行政がそれぞれの行動において、役割を果たしていくことが重要です。

村民や事業者は、環境問題への意識を常に持ち、日常生活や事業活動の中で、身近なところから積極的に行動していきます。

行政の各課は、環境施策に連携・協力して取り組み、村民や事業者にも環境課題の解決のために啓発や支援・指導を行います。また、村民や事業者が環境を身近に感じ、環境を守るために行動しやすい仕組みや機会を構築していきます。



(2) 計画の進捗管理

庁内に村長、副村長、教育長、関係課長を構成員とした「環境対策推進本部会議（仮称）」を設置し、成果や課題を含めた計画の進捗状況を確認するため、毎年1回開催します。

また、外部の有識者や村内の関係機関の長等で構成する「環境審議会」により、取組内容や課題・成果について確認していただき、翌年度以降の方針等について検討していただきます。

【巻末資料】

朝日村環境基本条例（平成 14 年 6 月 21 日条例第 14 号）

（前文）

私たちのふるさと朝日村は、本州のほぼ中央、長野県松本平の西南端に位置し、鉢盛山に象徴される豊かな緑と信濃川の源流鎖川の清らかな流れに育まれた肥沃な大地を有し、田畑の美しい景観に恵まれた、自然豊かな農村である。それらの自然の恩恵を受け、先人のくらしは縄文のいにしえから歴史を刻み様々な文化・産業を築き上げ、それらを今日まで脈々と継承してきた。

しかしながら、近年の資源やエネルギーの大量消費や廃棄物の大量発生を伴う社会経済活動は、私たちに物質的な豊かさと便利さをもたらした一方で、身近な自然の破壊・減少など、地域の環境のみならず、全ての生物の生存基盤である地球環境までもが損なわれるおそれを生じさせている。

私たち朝日村民は、豊かな自然の恵みとその自然がもたらす健全な環境と美しい景観を享受するとともに、この美しい環境と景観を将来の世代へ引き継いでいかなければならない。そのために、大量消費と大量廃棄を伴うこれまでの生活から、環境への負荷の少ない自然に配慮した生活を積極的に実践する必要がある。

ここに、全ての村民の理解、協力と参加の下、総合的な環境及び景観の保全に取組、朝日村の基本構想に定めた「恵まれた自然を守り共存し、健康で快適な住みよいふるさと」を築くため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境及び景観の保全について基本理念を定め、並びに村、事業者及び村民の責務を明らかにするとともに、環境及び景観の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の村民の健康かつ快適で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 環境及び景観の保全は、自然の恵みが全ての村民の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることを認識し、将来にわたって、豊かな自然が保護及び育成され、美しい景観が保たれるよう行われなければならない。

2 環境及び景観の保全は、地球の資源が有限であり、自然の回復能力にも限りがあることを認識しつつ、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、自然と人とが共生し、かつ快適に暮らせることを目的として行われなければならない。

3 地球環境の保全は、全ての生物の生存基盤を確保する上で極めて重要であることを認識し、人類共通の課題として、全ての者の参加と国際的な協調の下に積極的に推進されなければならない。

（村の責務）

第3条 村は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、環境及び景観の保全に関し、村民の意見を尊重して、地域の自然的社会的特性に応じた基

本格的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 村は、環境の保全及び景観に関する施策を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体との連携を図るよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動に伴って生ずる公害その他環境の汚染を防止するとともに、当該事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への影響を最小限に抑えるよう必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境及び景観の保全に努めるとともに、村が実施する環境及び景観の保全に関する施策に協力しなければならない。

（村民の責務）

第5条 村民は、基本理念に基づき、日常生活において、資源及びエネルギーを有効利用し、廃棄物の発生を抑制すること等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、村民は、環境及び景観の保全に自ら努めるとともに、地域における環境及び景観の保全に関する取組を推進し、及び村が実施する環境及び景観の保全に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本施策等

（環境基本計画）

第6条 村長は、環境及び景観の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）環境及び景観の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

（2）前号に掲げるもののほか、環境及び景観の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 村長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ朝日村環境審議会条例（平成13年朝日村条例第3号）に規定された朝日村環境審議会の意見を聴かなければならない。

- 4 村長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（施策の策定等に係る環境優先）

第7条 村は、環境及び景観に影響を及ぼすと認められる施策を策定、実施する場合は、環境基本計画との整合性を図るとともに、環境の保全等を優先するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第8条 村は、環境及び景観に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（規制的措置）

第9条 村は、公害の原因となる行為及び環境並びに景観の保全に支障を及ぼすおそれ

がある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、村は、環境及び景観の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(経済的措置)

第10条 村は、事業者及び村民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導するため、助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の調査及び監視)

第11条 村は、環境の状況を把握し、環境及び景観の保全に関する施策を策定し、及び当該施策を実施するため、必要な調査及び監視に努めるものとする。

(情報の提供)

第12条 村は、環境及び景観の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境及び景観の状況その他の必要な情報を提供するよう努めるものとする。

(施設の整備等)

第13条 村は、環境及び景観の保全に資する公共的施設の整備その他これに類する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 村は、公共的施設において資源及びエネルギーの有効利用等を図ることにより、環境への負荷が低減されるよう努めるものとする。

(事業等に係る環境及び景観への配慮)

第14条 環境及び景観に影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとする者は、当該事業の立案及び実施について環境及び景観への影響を緩和するための配慮をするよう努めなければならない。

- 2 村は、前項の規定による配慮の推進のため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境影響調査)

第15条 村は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、あらかじめ当該事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、当該事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者における環境管理等の促進)

第16条 村は、事業者が、自らその事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、環境の管理方針、体制等の整備を行うことについて、その促進に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(民間団体等の自主的な活動の促進)

第17条 村は、事業者、村民又はこれらの者の構成する民間の団体が自主的に行う環境及び景観の保全に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境学習の推進)

第18条 村は、事業者及び村民が環境及び景観の保全についての関心と理解を深める

よう、環境学習を推進するものとする。

（地球環境の保全に関する協力）

第19条 村は、地球環境の保全に関する施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体その他関係機関と協力して、その推進に努めるものとする。

2 村は、事業者及び村民の地球環境の保全に資する活動の普及及び啓発に努めるとともに、その促進に関し必要な措置を講ずるものとする。

（施策の推進体制の整備）

第20条 村は、事業者及び村民の協力の下に環境及び景観の保全に関する施策を推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

朝日村環境審議会

(1) 朝日村環境審議会条例（平成 13 年 3 月 23 日条例第 3 号）

（設置）

第 1 条 環境基本法第 44 条（平成 5 年法律第 91 号）及び地方自治法第 138 条の 4（昭和 22 年法律第 67 号）の規定により朝日村環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 審議会は、村長の諮問に応じ、一般廃棄物の適正処理及び環境美化等、環境全般について必要な次のことについて調査、研究及び審議を行う。

- （1）一般廃棄物処理計画に関すること。
- （2）資源の再生利用の促進に関すること。
- （3）環境美化に関すること。
- （4）景観に関すること。
- （5）公害に関すること。
- （6）その他必要なこと。

（組織）

第 3 条 審議会の委員は 20 名以内で組織し、村長が委嘱する。

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（役員構成）

第 5 条 審議会に会長 1 名及び副会長 1 名を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議長は会長が当たる。
- 4 役員会は、審議会の運営について協議する。
- 5 議事は出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（庶務）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 委員名簿

(敬称略)

	役 職	氏 名	備 考
1	区長	上條 洋一	会長
2	朝日村観光協会会長	植村 茂生	副会長
3	朝日村議会 社会文教委員長	中村 文映	
4	朝日村農業委員会会長	中村 元信	
5	松本ハイランド農協 朝日支所理事	柳沢 武利	
6	朝日村商工会	上石 保之	
7	朝日小学校 P T A 会長	村松 功太	
8	朝日村消費者の会会長	清沢 正文	
9	朝日村社会福祉協議会	北沢 朋子	
10	環境カウンセラー	佐々木 辰弘	
11	一般財団法人省エネルギーセンター	鈴木 伸隆	

(朝日村事務局)

1	建設環境課長	小林 秀樹	
2	建設環境課課長補佐	五味 裕基	
3	建設環境課	一之瀬 瑞貴	

策定経過

年 月	経 過
令和6年10月4日	<u>第1回 審議会</u> 諮問 第3次環境基本計画における実施事業及び総評について 第4次環境基本計画の構成・基本目標・施策の展開（骨子案）について
令和6年10月18日 ～11月15日	村民アンケート調査の実施
令和6年11月18日 ～11月29日	事業者アンケート調査の実施
令和6年12月11日	<u>第2回 審議会</u> 第4次環境基本計画（案）について
令和7年2月28日	<u>第3回 審議会</u> 第4次環境基本計画の答申

用語解説

用 語	解 説
ア行	
温室効果ガス	大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、気温上昇をもたらす気体の総称。地球温暖化対策推進法では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素の7種類を温室効果ガスとして規定している。
汚濁負荷	陸域から排出される有機物や窒素、リン等の汚濁物質により水環境に与える負荷のこと
カ行	
環境配慮型農業	可能な限り環境に負荷を与えない農業、農法を指す。農業の持つ物質循環機能を生かしたり、土づくり等において化学肥料や農薬の使用量を低減したりするほか、用水路等において、生物が生息しやすくなる工法を取り入れたりする。
気候変動	大気の平均状態（気候）が様々な要因により、様々な時間スケールで変動すること。気候変動の要因としては、自然要因と人為的要因がある。自然要因は、海洋の変動、火山の噴火等によるエアロゾル（大気中の微粒子）の増加、太陽活動の変化等がある。人為的要因には、人間活動に伴う二酸化炭素などの温室効果ガスの増加やエアロゾルの増加、森林破壊などがある。
荒廃農地	現在耕作が行われておらず、だれも手入れしていないために荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地
サ行	
再生可能エネルギー	太陽光や太陽熱、水力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生可能で、資源が枯渇しないエネルギー
省エネルギー診断	工場やビルなどの施設を省エネの専門家が診断し、現状把握と光熱費や温室効果ガス排出量を削減する改善提案を行うこと
森林の多面的機能	土砂災害等の防止、水源の涵養、木材等の林産物の供給、保健休養の場や生物の生息・生育する場の提供、地球温暖化防止等の多面にわたる機能
水源の涵養	森林の土壌や水田等が降水等を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能

用 語	解 説
生物多様性	あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態をいい、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念
せせらぎサイエンス	身近な水辺における自然との触れ合いを通じて、水環境保全意識を高めるために行われている活動。身近な河川において、流れや水辺の様子、水質の状況、水辺の生き物などについて水と親しみながら調査を行うとともに、水を取り巻く環境等について学習するための観察会を実施
ゼロカーボン	温室効果ガスの排出が実質ゼロになること
タ行	
特定外来生物	外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼす恐れがあるもののの中から「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により指定されたもの
ハ行	
バイオマス	再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。間伐材などの木質バイオマスや家畜排せつ物、食品廃棄物などの廃棄物系バイオマスなどがある。薪やペレット、アルコール発酵やメタン発酵による消化ガスなどのエネルギー利用の他、農業分野における飼肥料や汚泥のレンガ原料として利用される。
マ行	
松本平ゼロカーボンコンソーシアム	2050年を目標とする「脱炭素社会」の実現に向け、松本地域の産学官の力を結集させ、地域性と事業性とは両立したエネルギー自立地域の形成が促進される事業の展開を支援することを目的に設立
ラ行	
緑肥種子・緑肥作物	栽培した作物を収穫せずに土にすき込むことで、土壌の肥沃化や改良に役立つ植物